

指針、標準例の改正について

標記の件について、令和 6 年度の関係法令の改正や委員会審議を踏まえ、指針等の改正が必要な事項について、見直しを行う。

1. 今回改正を行った事項・理由

- ・ 制度改正を踏まえた修正
 - ▶ WTO 政府調達協定の対象となる業務について「政府調達手続に関する運用指針等について」（平成 26 年 3 月 31 日関係省庁申合せ）の一部改正（特別の事情により公告期間の短縮を可能とする改正）を踏まえた修正等。
 - ▶ 総合評価落札方式における評価項目のワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等取得状況について「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する実施要領の一部改正（通知）」を踏まえた修正等。
- ・ 監理委員会の論点を踏まえて、業務の引継ぎに関する費用負担の明確化。
- ・ その他（「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」の通達の出典の明確化。）

○添付資料

- ・ 資料 3－2 指針、標準例の主な改正点
- ・ 資料 3－3 指針、標準例の改正箇所該当頁（抜粋）